

答申第 632 号

平成 29 年 3 月 14 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長職務代理者 交告 尚史

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 28 年 3 月 29 日付けで諮問された特定事業に係る特定者との交渉経過に関する文書一部非公開の件（諮問第 704 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定事業に係る特定者との交渉経過に関する文書を一部非公開としたことは、妥当である。

## 2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年3月7日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定県有財産利活用事業（以下「本件事業」という。）に係る神奈川県と特定者との交渉経過が検証できる文書について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、本件事業に係る特定者との打合せ報告書（当該報告書に添付された説明資料を含む。以下「本件行政文書」という。）を対象文書として特定の上、平成28年3月22日付けで、県が行う同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第5条第4号を理由に、本件事業に係る実施機関と民間事業者との対話に参加した事業者（以下「対話参加事業者」という。）の発言内容のうち、ホームページ上で公開している部分を除くもの（以下「本件非公開情報」という。）を、また、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るとして、条例第5条第1号を理由に、個人の住所、氏名、電話番号及び印影を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成28年3月25日付けで、知事に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分のうち本件非公開情報の取消しを求める異議申立てを行った。

## 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が提出した異議申立書及び非公開等理由説明書に対する意見書並びに当審査会での異議申立人の意見聴取における主張を整理すると、異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

### (1) 条例第5条第4号該当の点について

ア 各非公開情報が、本号のアからオまでのいずれに該当するか適示して

おらず、それぞれについて、公開すると、どのような理由で支障があるのか十分な理由の記載がない。

実施機関は、アイデア及びノウハウといった知的財産であることを理由に非公開とした旨を主張しているが、「県が行う同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するため（条例第5条第4号該当）」とするだけで、本件非公開情報のそれぞれが、どのような知的財産に該当するために非公開と判断されたのか、説明がなく不当である。条文の柱書を示すだけでは、全てそれに当てはめられてしまう。

また、「おそれ」について、法的保護に値する蓋然性にも言及しないことは、実施機関の理由付記として不当である。

イ 第5条第4号は実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではない。「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、名目的、抽象的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要である。

ウ 「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」には、「現に事務又は事業が終了している場合や、一定の結果が得られている場合には、当該事務又は事業の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はないと考えられる。」とあり、本件事業に係る事業者選定作業は既に終了しているのであるから、条例第5条第4号の条文を引き写したのみで本件処分を行うことは許されない。

また、指定管理者の指定であれば、事業者選定作業が繰り返し行われることが想定されるが、本件事業は一回限りのことであるから、事業者選定作業が終了すれば、非公開にする理由はない。

## (2) その他

ア 交付を受けた文書に「●点」を含む記載があるが、これについても十分な説明がないので、元々こういった記載なのか、非公開としたため黒塗りにされたのか、分からない。

イ 本件事業に係る対話実施要領では、「参加事業者の名称、知的財産に関

わる事項等は、非公表とします。」としている。

実施機関は、非公開等理由説明書において、対象文書を「アイデア及びノウハウの保護のため、事業者名と具体的な対話内容を公開しないことを前提として」いるが、この「前提としている」のは、実施機関の勝手な言い分である。

ウ 今後、他の県有地で同様のプロポーザル方式による事業者の選定が行われるかもしれないが、そもそも、プロポーザル方式に関する文書は全て公開されるべきものと考えている。実際に、ある地方公共団体では、プロポーザル方式は公開の場で実施されている。対話内容を非公開としたことは、県と民間事業者との約束に過ぎない。どのような過程を経て、県有地が売却されたのか、県は県民に対して説明するべきである。

エ 実施機関は、情報公開条例の目的を定めた条例第1条及び実施機関の説明責任を定めた条例第2条第2項を理解しておらず、異議申立人及び県民の知る権利の侵害であり、実施機関の説明責務の放棄である。

#### 4 実施機関（総務局財産経営部財産経営課）の説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由は、非公開等理由説明書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に基づき整理すると、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件行政文書について

実施機関と対話参加事業者との対話は、本件事業を公募型プロポーザル方式で実施するにあたり、公募条件とする施設の設置可能性等を検証するため、対話参加事業者のアイデア及びノウハウを保護するため、事業者名と具体的な対話内容は公開しないことを前提に、非公開の個別面談という形式で実施されたものである。本件行政文書は、特定者との打合せを行った際に作成された報告書及び説明資料であり、そこには実施機関と対話参加事業者との具体的なやり取りが記載されている。

##### (2) 条例第5条第4号該当性について

ア 実施機関と対話参加事業者との対話は、当該事業者のアイデア及びノウハウを保護するため、非公開を前提として実施したものであり、本件行政

文書には、対話参加事業者の技術等に関する情報が記載されている。このような情報を公開し、対話参加事業者の具体的な発言内容を明らかにすることは、実施機関と対話参加事業者との信頼関係を損ない、今後同種の公募型プロポーザル方式による事業者選定事務を実施する場合において、対話参加事業者を含む民間事業者の協力が得られなくなる。また、協力が得られたとしても公開を念頭に当たり障りのない発言や意見に終始し、自由闊達な意見交換が阻害される結果、対話が形骸化し、公募条件の設定等に必要不可欠な情報の収集が困難になるなど、今後の事務の遂行に著しい支障が生ずると考える。

イ 実施機関は、本件事業以外の県有財産利活用事業においても、同様に民間事業者との対話を行っており、対話参加事業者には、引続きこれらの対話に参加している事業者もいることから、対話参加事業者が公表を望んでいない発言内容が公開されることになれば、今後同種の事業における踏み込んだ意見交換ができなくなってしまう。

ウ 「●点」の記載については、元々このような記載となっている。公募型プロポーザル方式の実施にあたって、点数配分が決定されていないため、未確定な状態であることを表すものである。

エ なお、異議申立人は、実施機関が、条例第5条第4号アからオまでのいずれに該当するか摘示しておらず、理由付記として不当である旨主張しているが、本件処分は、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するとしたものであって、アからオまでのいずれかに該当するとしたものではない。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は異議申立人からの意見及び実施機関の職員からの口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

### (2) 本件行政文書における本件非公開情報について

本件事業は、公募型プロポーザル方式により県有財産を売却するものであるところ、実施機関だけでは、不動産市場の動向を反映した適切な公募条件を設定することは困難であることから、実施機関と対話参加事業者が対話を実施し、その結果を踏まえ、実施機関が公募に向けた条件を整理している。

対話にあたっては、実施機関において本件事業に係る事業者との対話実施要領（以下「対話実施要領」という。）を定め、そこで参加事業者の名称、知的財産に関わる事項等は非公表としたうえで、対話結果概要について、実施機関から対話参加事業者に公表内容の事前確認をした後、県ホームページにおいて公表している。

本件行政文書は、実施機関が特定者との打合せを行った際に作成された報告書及び説明資料であり、そこには対話参加事業者の発言内容であって、対話結果概要としてホームページで公表されているもの以外のものも記載されている。本件非公開情報は、対話参加事業者の発言内容ではあるが、対話結果概要としてホームページで公表されているもの以外の情報で主に構成されていることが認められる。

### (3) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができると定めている。

本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

イ そこで、本件非公開情報の条例第5条第4号該当性について、以下、検討する。

ウ 対話参加事業者との対話は、本件事業を公募型プロポーザル方式で実施するに当たり、事前の準備行為として、適切な公募条件を整理するために実施されるものであり、参加者が忌憚のない意見交換が行えるよう、発言

内容の公表には一定の配慮が求められる性質の事務であると認められる。

エ 当審査会が確認したところ、本件非公開情報は、対話実施要領において対話内容に設定された各項目に関する対話参加事業者の発言であり、その内容は、①建築物の想定規模、②高齢者、障がい者、子育て世帯向け住宅設置等の提案内容、③採算性を確保するための事業者としての要望、④土地購入の可能性及び想定価格水準、⑤開発にあたっての課題及び懸念などである。これらの発言は、いずれも事業者の経験、技術、アイデア等を基になされたものと認められる。

オ そして、本件非公開情報は、対話参加事業者の事前確認を経て公表された対話結果概要には含まれない情報であるところ、これを公開することにより、実施機関と対話参加事業者との信頼関係が損なわれ、その結果、今後同種の事業への協力が得られなくなり、若しくは協力が得られたとしても率直な意見交換が阻害され、事業実施に必要な情報が得られなくなるという支障が生じる蓋然性が高いと認められる。

カ 民間事業者との対話は、公募型プロポーザル事業における適切な公募条件の設定に不可欠なものであると認められることから、本件非公開情報の公開がもたらす事業実施上の支障の程度は大きいものと認められる。他方、既に対話結果概要が公開されていることを考慮すれば、本件非公開情報を公開することによる利益が不利益を上回ると認めることはできない。

キ 異議申立人は、本件事業に係る事業者選定作業は既に終了し、本件事業は一回限りのことであるから、非公開にする理由はなく、事務事業に支障が生じるおそれがない旨主張している。

ク しかし、当審査会が確認したところ、実施機関は、本件事業以後の県有財産利活用事業においても同様に民間事業者との対話を実施している。

そして、当該事業が県内における不動産の利活用に係る事業であることにかんがみれば、対話参加事業者の中には引続きこれらの対話に参加している事業者もおり、本件非公開情報が公開されれば、今後同種の事業において踏み込んだ意見交換ができなくなるという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

ケ したがって、本件非公開情報は、公開することにより、今後反復継続さ

れる同種の事業の遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、この点について異議申立人の主張を採用することはできない。

コ よって、本件非公開情報は、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号に該当すると判断する。

サ なお、異議申立人は、実施機関が条例第5条第4号のアからオまでのいずれに該当するか摘示しておらず、理由付記として不当である旨主張している。しかし、実施機関は、本号のアからオまでのいずれかではなく、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものとして本件処分を行っていることが認められ、この点について、異議申立人の主張には理由がない。

(4) 「●点」の記載について

「●点」の記載については、公募型プロポーザル方式の実施にあたって、点数配分が決定されていないため、未確定な状態であることを表すものであるという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(5) その他

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。



別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 3 月 29 日	○ 諮問受理
4 月 8 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
4 月 28 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
5 月 10 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
5 月 16 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
12 月 15 日 (第 167 回部会)	○ 審議
平成 29 年 1 月 10 日	○ 指名委員により異議申立人の意見及び実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
1 月 20 日 (第 168 回部会)	○ 審議
2 月 24 日 (第 169 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院准教授	部会員
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員
入江 直子	元神奈川大学教授	部会員
柿崎 環	明治大学教授	
交告 尚史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
遠矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
西谷 剛	元國學院大学法科大学院教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成 29 年 3 月 14 日現在) (五十音順)